

# 23年度 事業報告書

23年 1月 1日から23年12月31日まで

特定非営利活動法人 日本グローバルグリーン協会

## 1 事業の成果

- ① 前年に引き続き中国の発展途上にある学童の日本に対する認識を深め、日中友好の重要性を高め、当協会と中国の学童とのより一層の近親感を向上させ、学校教育環境の近代化をはかることが出来た。
- ② 財団法人地球環境戦略研究機関による、「持続可能な開発促進のためのアジア地域会合」の環境専門家北京会合の後方支援を行い高評価を得た。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	内 容	実 施 時 日	実 施 場 所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
東日本大震災	義援金	3月17日	東北地方		一般被災者	¥500
持続可能な開発促進のためのアジア地域会合	環境専門家による北京会合の開催費用支援	5月	中国北京	5名	環境専門家会合出席者	¥1,519
中国寧夏自治区日中友好銀河希望小学校	中日友好銀河希望小学校の教育の向上、及び経済的に困難な学童の援助、教育基金	12月	中国寧夏中日友好銀河希望小学校		学校児童及び職員対象者 500人	RMB50,000元 ¥650
同上	クリスマス・パーティ プレゼント	12月				RMB5,000元 ¥65

### (2) その他の事業

事業名	事業内容	実 施 時 日	実 施 場 所	従事者の人数	支出額(千円)

## 23年度 特定非営利活動に係る事業 会計収支計算書

23年 1月 1日から23年 12月31日まで

特定非営利活動法人 日本グローバルグリーン協会

(単位：円)

科 目	金 額	
(経常収支の部)		
I 経常収入の部		
1 会費・入金収入		
入金収入		
会費収入	915,000	915,000
2 事業収入		
(1) 事業収入		0
(2) 事業収入		0
3 補助金等収入		
地方公共団体補助金収入		0
民間助成金収入		0
4 寄付金収入	400,000	400,000
5 その他収入		
利息収入	2,020	2,020
任意団体からの繰入金		
6 その他の事業会計からの繰入金		0
経常収入合計		1,317,020
II 経常支出の部		
1 事業費		
(1) 中国銀河希望小学校奨励金等事業費	715,000	
(2) 環境専門家北京会合支援金等事業費	1,519,706	
(3) 東北大震災義援金	500,000	2,734,706
2 管理費		
役員報酬		
給料手当		
什器備品費		
光熱水費		
消耗品費		
通信運搬費	64,155	
交際費	250,000	
租税公課	1,100	
雑費	89,470	404,725
経常支出合計		3,139,431
経常収支差額		-1,822,411
III その他資金収入の部		
1 固定資産売却収入		0
その他の資金収入合計		0
IV その他資金支出の部		
1 固定資産取得支出		0
その他の資金支出合計		0
当期収支差額		-1,822,411
前期繰越収支差額		12,654,218
次期繰越収支差額		10,831,807

(正味財産増減の部)			
V 正味財産増加の部			
1 資産増加額			
当期収支差額(再掲)			
2 負債減少額			
増加額合計			0
VI 正味財産減少の部			
1 資産減少額			
当期収支差額(再掲)(マイナスの場合)			1,822,411
2 負債増加額			
減少額合計			1,822,411
当期正味財産増加額(又は減少額)			-1,822,411
前期繰越正味財産額			12,654,218
当期正味財産合計			10,831,807
(注記) . . . . . 備考の5を参照			

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 タイトルの年度の後の空欄部分には、「特定非営利活動に係る事業」、又はその他の事業を行う場合にあっては、「その他の事業」と記載し、事業毎に区分して別葉として作成する。
- 3 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、前事業年度に実施しなかった場合でも収入支出0円の収支計算書を作成する。
- 4 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類毎に区分して記載する。事業費の例としては、「〇〇事業費」(注 当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。)というように事業毎に記載する。
- 5 重要な会計方針等を計算書類に対する注記を欄外下に記載する。  
(重要な会計方針とは、原価償却の方法及び資金の範囲等をいう。)
- 6 管理費の支出規模(管理費の合計)は、総支出額(事業費及び管理費の総計)に占める割合の2分の1以下であることが必要。(事業費>管理費)  
(詳しくは東京都における運用方針参照のこと。)
- 7 特定非営利活動促進法第5条第1項により、その他の事業において収益を生じたときは、これを特定非営利活動のために使用しなければならないとあるので、その他の事業の収益は特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れることが必要。  
(詳しくは東京都における運用方針参照のこと。)